

# 一般社団法人 マゼンダハートサポート 会員規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この団体は、一般社団法人マゼンダハートサポート（以下「当法人」という）と称し、英文では、Mazenda Heart Support と表記します。

### 第2条（活動目的等）

1. 当法人が一般社団法人の設立と効率的な運営を促進することにより、日本国の多子化および社会経済発展に寄与できるよう努める。
  2. 前項の活動目的を達成するために、当協会は一般会員、賛助会員、並びに支援会員を募り、会員組織を構成します。
  3.
    - ・子どもを授かり産み、育てる。そのすべてのステージでお母さんとその家族が健やかに過ごせるように奮励サポートをする。
    - ・サポートにより産み育てたい社会環境をつくり多子化に向けて尽力する。
    - ・産前産後期の大切さを理解してもらい産婦が休みやすい環境を整える。
- 上記、3項を理念として活動し尽力していきます。

### 第3条（本規約の範囲）

本規約は、当法人に会員として入会したものが、当法人の会員として行う一切の行為に適用されます。

## 第2章 会員

### 第4条(会員資格)

次の各号に掲げる条件を満たす物は、同各号の会員になる資格を有することとします。

- (1) 一般会員 当法人に登録料を支払い認定された者、及び当法人の趣旨に賛同する個人で当法人会員規約に同意したもの
- (2) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同した企業及び団体で、当法人会員規約に同意した上で当法人に認められたもの
- (3) 支援会員 当法人の趣旨に賛同した個人及び企業並びに団体で、当法人会員規約に同意した上で当法人に認められたもの

### 第5条(入会)

次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合、当法人の会員となり、当法人との間に会員契約が成立したものとします。

- (1) 当法人所定の申し込み方法により会員として申し込みをし、且つ登録料を支払い認定され、当法人の承認を得ていること
- (2) 入会金(支援会員を除く)及び年会費(支援会員を除く)を当法人が指定する期限までに支払ったこと
- (3) 本規約内容に同意していること

### 第6条(入会の不承認)

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当法人は入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込書の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に当法人から会員資格を取消されたことがある場合
- (3) その他当法人が、会員契約を締結することに不適當な事由があると判断した場合

### 第7条(会費の支払い等)

1 登録料及び年会費(以下「会費等」という)の額は、次の各号に定める額とします。

- (1) 一般会員  
登録料 1,000 円 年会費 3,000 円 (いずれも消費税別)
- (2) 賛助会員

登録料 無料 年会費 一口 10,000 円：一口以上から（いずれも消費税別）

(3) 支援会員

入会金なし 年会費なし

2 登録料は、入会時に一括払いとし、年会費は毎年4月の前月末迄に翌年度分をお支払い頂くこととします。

3 登録料は、当法人が別途指定する当法人の銀行口座に振り込ままたは直接お支払頂きます。

4 次年度以降の年会費については指定機関での口座自動引落としといたします。

第 8 条(会費等の払い戻し)

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返却しません。

第 9 条(有効期限)

会員契約の期間は、初年度は登録月から翌年3月31日迄とし、次の各号に掲げる全てを満たした場合は、この期間が4月1日から翌年3月31日まで更新されたものとし、その後もまた同様となります。

(1) 第6条による年会費を期限内に支払っており、所定の登録手続きを期限内に完了させていること

(2) 当協会より会員契約を更新しない旨の通知を受けていないこと

(3) 本規約に違反していないこと

第 10 条(変更の届出)

1 会員は、その氏名もしくは名称、住所、又は連絡先等について、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、2週間以内にその旨及び変更後の事項を当協会に対して通知する必要があります。(info@mazenda.pw宛てに、件名を「会員登録情報変更」とメールでご連絡ください。)

2 当法人は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負いません。

## 第 11 条(会員の資格承継)

- 1 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとします。
- 2 会員の地位の第三者への継承は一切できません。

## 第 12 条(休会)

- 1 会員は登録年の次年度以降、当法人所定の方法により休会の通知をすることで、休会することができます。(info@mazenda.pw 宛てに、件名を「休会希望」とメールでご連絡ください)。
- 2 会員が休会年度中は全ての会員特典を受けることはできません。
- 3 会員の休会は3年以内とします。
- 4 会員は期途中の解約であっても残期間の返金はありません。

## 第 13 条(退会)

会員は、退会しようとする時は、その退会の日から1ヶ月前迄に、当協会所定の方法により退会の通知をすることにより、退会することができます。  
(info@mazenda.pw 宛てに、件名を「退会希望」とメールでご連絡ください。)

## 第 14 条(会員資格の取消し)

当法人は会員かが次の各号の1つに該当すると認めた場合、本会員契約を解除し、会員資格を取り消すことができるとします。

- (1) 当法人の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当協会が認めた場合
- (2) 会員が当法人に許可なく、当法人の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (3) 法令に反する行為を行った場合
- (4) 本規約又はその他当法人が定める規約に違反した場合
- (5) その他、会員として不適格と当法人が判断する相当な事由が発生した場合

### 第3章 会員の権利

#### 第15条(権利)

1 一般会員及び支援会員は特典を有します。毎年、変更があるため、申請時の配布資料に記載するものとする。

### 第4章 その他

#### 第16条(著作権)

1 当法人によって制作される著作物の著作権は全て当協会に帰属します。  
2 当法人によって提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、出版、販売その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

#### 第17条(個人情報)

次の各号に挙げる場合は、入会申込み及び提出書類に記載された個人情報を、当法人が利用又は第三者へ提供することかできません。

- (1) 当法人の活動に関して使用する場合
- (2) 法令に基づぐ場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要かある場合
- (4) 国の機関、もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものか、法令に定める業務を遂行することに対して協力する必要かある場合

#### 第18条(免責及び損害賠償)

1 会員は当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとします。

2 仮に当法人が会員に対して損害賠償を負う場合であっても、その原因の如何に拘らず、当法人は、間接損害、特別損害、遺失利益、並びに第三者からの請求及び軽過失に基づぐ損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。

3 会員が退会・除名等により会員資格を損失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

4 会員は故意又は損失により当法人に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負うものとします。

#### 第 19 条(規約の追加・変更)

当法人は、理事の決定に基づき、本規約及び本規約に付随する規約の全部又は一部を変更することかできるものとします。

#### 第 20 条(条項等の無効)

本契約の条項のいずれかか管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本契約の効力は影響を受けないものとします。

#### 第 21 条(訴訟管轄)

本規約に関し、訴訟提議の必要が生じた場合には、当法人を管轄する地方裁判所をその管轄裁判所とします。

#### 第 22 条(協議事項)

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めかない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。